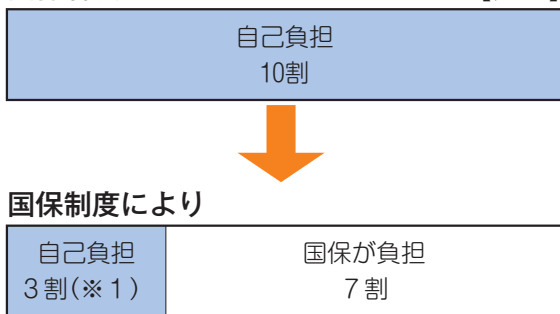


国保制度がなかったら 【表2】



※1 義務教育就学前は2割、70歳以上75歳未満は1割(※2)です。残りは国保が負担します。
 ※2 本来は2割ですが、平成26年3月までは1割に据え置かれています。また、現役並み所得者は3割です。

必要な支払い額(歳出) 【表3】

保険給付費	後期高齢者支援金・介護納付金	共同事業拠出金	その他
-------	----------------	---------	-----

財源(歳入) 【表3】

国保税	国県支出金	前期高齢者交付金	共同事業交付金	一般会計繰入金・その他
-----	-------	----------	---------	-------------

所得割 所得に応じて計算
均等割 加入者の人数によって計算
平等割 1世帯あたりで計算

国保税の軽減割合 【表4】

軽減割合	世帯主と加入者の前年の減額対象所得の合計
7割	33万円以下の世帯
5割	(世帯主を除いた加入者の数×24.5万円)+33万円以下の世帯
2割	(世帯の加入者全員の数×35万円)+33万円以下の世帯

国保税の減免制度

天災・失業等特別な事情がある場合において、税の納付が著しく困難と認められるときは、減免の適用を受けられる場合があります。

問い合わせ

〈税率改定・医療費の適正化〉
 本庁 保険年金課 保険企画係
 ☎ 40・7270 FAX 40・7390
 〈国民健康保険税〉
 本庁 保険年金課 国保税一係
 ☎ 40・7272 FAX 40・7390
 または各支所保健福祉課

国民健康保険制度とは

国民健康保険(国保)とは、社会保険や共済組合の制度と同じく、国保被保険者の皆さんがお金(国民健康保険税)を出しあい、今は健康でも、病気にかかったときの自己負担が少なく済むように備えておこう、という助け合いの制度です。

この制度により、皆さんが医療機関にかかったときはその費用の一部を負担するだけで、残りは国民健康保険が負担します。【表2】

皆さんが支払う国民健康保険税(国保税)は、国保事業を運営していくための重要な財源です。支払っていただいた国保税と、国や県からの負担金や補助金等を合わせて、皆さんの医療費などの支払いを行っています。

国民健康保険税の決め方

まず、医療費等その年度に必要な支払いの総額を見込みます。その見込額から、国の負担金や補助金、一般会計からの繰入金など、その年度に見込まれる収入を差し引いた額が、みなさんにお支払いいただく国保税の総額となります。

この総額を、所得割額と、均等割額、平等割額の3項目に割り振り、それぞれの単価(率)を定めます。【表3】

税率等の改定内容

これまでも市報で国民健康保険の財政状況をお知らせしてきましたが、今後も健全な国保運営を維持していくために、平成25年度から国民健康保険税の税率・税額を改定します。改定内容については、表1のとおりです。

平成25年度国民健康保険税の税率および税額 【表1】

区分	医療分			後期高齢者支援分			介護分(40歳以上65歳未満)		
	改定前	改定後	増減	改定前	改定後	増減	改定前	改定後	増減
①所得割額(所得に応じて計算)	8.3%	9.3%	+1.0%	2.1%	2.3%	+0.2%	2.1%	2.8%	+0.7%
②均等割額(加入者1人当たり)	17,100円	18,500円	+1,400円	6,900円	7,400円	+500円	8,000円	9,600円	+1,600円
③平等割額(1世帯当たり)	32,900円	35,700円	+2,800円	5,600円	6,000円	+400円	4,600円	5,600円	+1,000円

※所得割額は被保険者ごとに算出して、世帯で合計します。また、擬制世帯主の分は除きます。※1年間(年度)の保険税額は①②③の合計額です。

例1

夫婦(40歳以上)と子ども2人の4人世帯
 ※世帯所得200万円(夫の給与収入約312万円の場合)

	改定前	改定後	引き上げ額
年額	363,700円	410,500円	46,800円

例2

夫婦(65歳以上75歳未満)の2人世帯
 ※世帯所得120万円(夫の年金額240万円、妻の年金額79万円)の場合

	改定前	改定後	引き上げ額
年額	176,900円	194,400円	17,500円

改定の理由

佐賀市では、平成16年度に税率・税額を改定して以来9年間据え置いてきました。この間、皆さんの医療費等の支払いに必要な額は年々増加してきましたが、国民健康保険税の収入はほぼ

国保税の軽減措置

世帯主と国保加入者の前年の減額対象所得の合計額が一定額以下の世帯は、均等割額と平等割額が所得に応じて7割・5割・2割軽減されます。【表4】ただし、前年の所得が未申告の場合、実際は軽減対象であっても軽減が適用されません。所得がない人や扶養されている人も必ず申告してください。

医療費の適正化に努めましよう

今後も健全な国保運営を維持していくためには、年々増加傾向にある医療費の適正化を図ることが必要です。

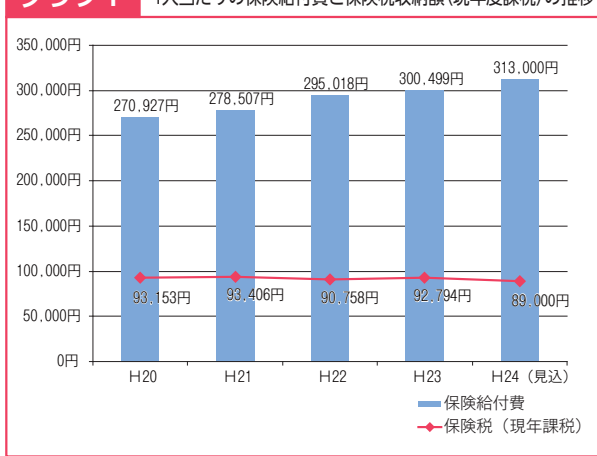
佐賀市の高額な医療費の約4割は、生活習慣病に起因していますが、生活習慣病は未然に防げる病気です。

市では、生活習慣病を予防するために、特定健康診査・特定保健指導などの保健事業を実施しています。

特定健診は、経年変化のチェックによる自己管理と専門家のサポートによって、自分では気づきにくい変化を気づかせてくれる大切な健診ですので、必ず毎年受診してください。

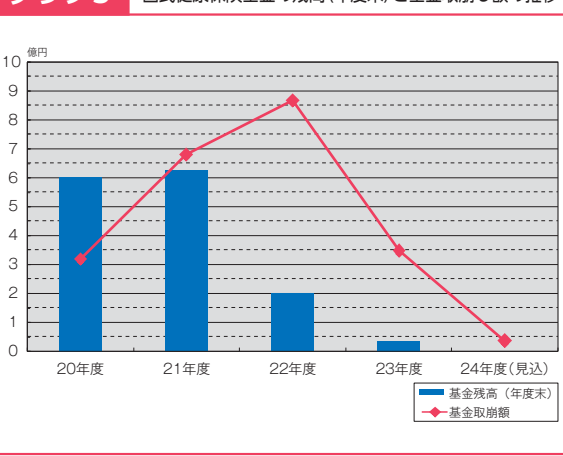
今後も重点的に生活習慣病予防対策に取り組んでいくことで、市民の皆さんの健康を積極的に支援できる体制を整備していきます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

グラフ1 1人当たりの保険給付費と保険税収納額(現年度課税)の推移

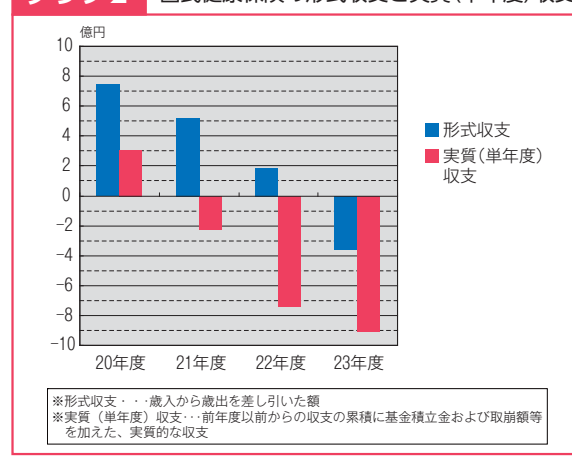


横ばいの状況です(グラフ1)。国民健康保険の基本は、必要な支払い総額の約半分を国の負担金や補助金で賄い、残りの半分程度を国民健康保険税で賄う仕組みになります。このため、必要な支払い総額が増えれば、国民健康保険税収入額もそれに合わせて増えなければ、財源が不足することになります(グラフ2)。これまでは、収入の不足分に対し国民健康保険基金を取り崩して国保事業を運営してきましたが、基金も平成24年度で底を突いた状況です(グラフ3)。

グラフ3 国民健康保険基金の残高(年度末)と基金取崩し額の推移



グラフ2 国民健康保険の形式収支と実質(単年度)収支



※形式収支・・・歳入から歳出を差し引いた額
 ※実質(単年度)収支・・・前年度以前からの収支の累積に基金積立金および取崩額等を加えた、実質的な収支